

組織の名称及び教育研究上の目的

令和健康科学大学

令和健康科学大学の教育研究上の目的は以下のとおりとする。

教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおして、普遍的な教養、専門的な知識、技術・技能及び課題解決能力を備えた医療人材の育成によって、我が国の健康福祉に貢献する。そして「人間愛・自己実現」の教育理念に則り、人生 100 年時代を見据えた健康長寿社会の実現に貢献できる高度専門職を育成する。(学則第 1 条)

看護学部看護学科

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく看護(Evidence-Based Nursing:EBN)の実践ができ、加えて、生涯にわたり看護を探究し自己実現を目指す看護師を育成する。(学則第 7 条第 1 項)

リハビリテーション学部

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づくリハビリテーション(Evidence-Based Rehabilitation:EBR)の実践ができ、加えて、生涯にわたりリハビリテーションを探究し自己実現を目指す理学療法士及び作業療法士を育成する。(学則第 7 条第 2 項)

理学療法学科

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく理学療法(Evidence-Based Physical Therapy:EBPT)の実践ができ、加えて、生涯にわたり理学療法を探究し自己実現を目指す理学療法士を育成する。(学則第 7 条第 2 項第 1 号)

作業療法学科

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく作業療法(Evidence-Based Occupational Therapy:EBOT)の実践ができ、加えて、生涯にわたり作業療法を探究し自己実現を目指す作業療法士を育成する。(学則第 7 条第 2 項第 2 号)

令和健康価格大学大学院

令和健康科学大学大学院(以下「本大学院」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をととして、健康科学に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。(大学院学則第1条)

健康科学研究科及び医療系健康科学専攻

本大学院の研究科、専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

健康科学に関する実践に活用できる研究能力と課題対応能力を授け、保健・医療・福祉に関する実践的能力と課題解決能力を培う。さらに高度な専門性を担うために高度かつ広範な専門的能力を培い、我が国の健康福祉の増進に寄与する人材を育成することを目的とする。(大学院学則第6条)

令和8年4月1日